作成年月日(更新した場合にあっては、直 近の更新年月日)	令和6年4月1日
個人情報ファイルの名称	選挙人名簿ファイル
行政機関の名称	恵庭市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿を作成するため
(業務の根拠法令)	公職選挙法第22条(登録)、恵庭市選挙管理委員会規程第20 条(各種選挙人名簿に関すること。)
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5本籍・国籍、6住所
記録範囲	住民基本台帳に登録がある者
記録情報の収集方法	相手方 口本人 ■本人以外(市民課) 根拠法令 法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務)、公職選挙法第21条(被登録資格等)第5項、公職選挙法施行令第12条(選挙人名簿の登録のための調査等)及び第13条(年齢満十七年の者の調査等))
記録項目のほか、要配慮個人情報が 含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	□地方公共団体の機関内部 ■委託先(選挙システム電算業務委託) ■外部提供(他市区町村選挙管理委員会)
開示等請求を受理する組織の 名称及び所在地	選挙管理委員会事務局 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第 7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	当市は、法の経過措置により対象外
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて いるときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	_